

令和 9 年度当初予算編成方針の概要

I 基本的考え方

「第 2 期島根創生計画」に基づき、引き続き、島根創生を着実に推進する必要がある。

また、エネルギー価格・物価高騰対策にも適切に取り組む必要がある。

他方で、財政見通しでは、令和 9 年度以降も 20 億円台後半から 40 億円台前半の財源不足を見込んでおり、県財政は依然として厳しい状況にある。

令和 9 年度当初予算では、引き続き、国の施策や財政支援を踏まえてエネルギー価格・物価高騰対策を検討するとともに、島根創生を着実に推進するための事業へ予算を重点配分する。

同時に、スクラップ・アンド・ビルドを徹底しつつ、賃金引上げに伴う労務単価の上昇など、物価の状況を適切に反映するとともに、事業内容の見直しや事務の効率化に取り組む。

なお、予算編成にあたっては、国の予算の状況が明らかになった段階で必要な調整を行う。

II 予算要求枠

1. 個別調整経費

(1) 島根創生推進重点経費

令和 8 年度当初予算額（一般財源）相当の範囲内

ただし、新たな課題に対応する必要があり増額が必要な場合は、令和 8 年度当初予算額（一般財源）相当の 5 % 増の範囲内とし、これを超える増額が必要な場合は、令和 8 年度当初予算における部局調整枠一般施策経費（一般財源）相当を削減した額の 1.5 倍の額を加算した額の範囲内とする

(2) 特別需要経費

部局調整枠で計画的に対応することが難しい大規模かつ臨時的な経費等で、別途認める事業については、所要額

なお、エネルギー価格・物価高騰対策については、今後の状況や国の関連予算の内容を踏まえ、所要額

2. 部局調整枠

令和8年度当初予算額（一般財源）相当の範囲内

ただし、賃金引上げに伴う労務単価の上昇などにより、物価上昇が続いていることを踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドが困難な経常経費等については、令和8年度当初予算額（一般財源）相当の2%増の範囲内

なお、新たな課題に対応して島根創生推進重点経費を令和8年度当初予算額（一般財源）相当の5%増の範囲を超えて要求する場合は、超過する要求額に応じて、令和8年度当初予算額（一般施策経費の一般財源）の10%の範囲内で削減

3. 公共事業費

(1) 国庫補助公共事業費、県単公共事業費及び維持修繕事業費については、令和8年度当初予算額（県費負担額）の範囲内

(2) 国土強靱化対策事業（国庫補助事業）、災害復旧事業費、国直轄事業負担金、大規模事業で別途認める事業等については、所要額